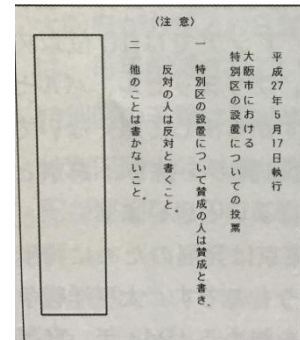


住民投票用紙に「大阪市廃止」

写真は 2015 年 5 月に実施された住民投票用紙である。「豊かな大阪をつくる会」学者の会『「大阪都構想」＝「大阪市廃止・特別区設置構想」の現状を検証する』2018 年 5 月、村上弘・立命館大学教授の論文に掲載されていたものだ。村上教授は「2 度目の住民投票を実施するなら、詐欺的な住民投票用紙の改訂を！」と主張していた。

当然の主張だ。この投票用紙を見ると、大阪市に新たに設置される特別区の是非を問う形になっている。理解に苦しむ投票用紙であり、7 月に大阪弁護士会館で開催された講演会でも、大阪市廃止・特別区設置の是非を問う 2 度目の住民投票を批判しつつ、投票用紙の改訂について問題を投げかけた。大都市地域における



特別区の設置に関する法律第 1 条にも、「この法律は、道府県内の区域において関係市町村を廃止し、……」と明記している。大阪市という政令指定都市を廃止して、特別区設置の是非を問うのが住民投票の趣旨なのである。選挙管理委員会がどう判断するのか注目していたが、昨日 7 日に結論が出された。毎日新聞 7 日夕刊から紹介したい。

大阪市を廃止し、4 つの特別区に再編する「大阪都構想」の賛否を問う住民投票について、市選挙管理委員会は 7 日、投票用紙に「大阪市を廃止」と明記することを決めた。市が廃止されることを明確にすべきだとの陳情書が市議会で採決されたことを市選管が考慮した。10 月 12 日告示、11 月 1 日投開票の日程も決めたが、松井一郎市長は新政権が仮に 10 月 25 日の日程で解散総選挙に踏み切った場合、住民投票を前倒しして同日に実施する意向を示している。

投票用紙の様式は、都構想の根拠法となる大都市地域特別区設置法の施行規則に基づいて市選管が決める。前回 2015 年 5 月の住民投票では「大都市における特別区の設置についての投票」と表記され、「市の廃止」が明確に分かる表記ではなかった。

住民投票を再び実施した場合、「前回の表記では市が存続したまま特別区が設置されるとの誤解を招く」として、投票用紙に「大阪市の廃止」を明記するよう求める陳情書が提出され大阪市議会が 18 年 5 月に採択。市選管は複数の弁護士事務所から「法的に問題なし」とする見解を得て、明記する方針を決めた。市関係者によると、大阪維新の会代表の松井市長は「市ではなく大阪市役所を廃止」と明記するよう求めたが市選管は変更しなかった。

それにしても、松井市長の「大阪市役所を廃止」発言は酷い。松井市長や維新議員の圧力をはねのけ、市選管が「大阪市廃止」を変更しなかったことは、当然のことだが、暗闇に光を見いだす思いだ。住民監査請求した監査委員会にも、英断を期待したい。

(2020 年 9 月 8 日)